

警察庁

- 持続可能な安全・安心まちづくりの推進方策に係る調査研究事業
.....P.1
- 公共車両優先システム(PTPS)によるバス等の利便性の向上.....P.2
- 交通安全施設等整備事業.....P.3

施策名	持続可能な安全・安心まちづくりの推進方策に係る調査研究事業														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	21
	公共		非公共																	
	-	○																		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策														区分(新規・継続・変更)			
			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)				②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備							新規		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		「世界一安全な日本」創造戦略 (平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定)							
			P20.23行から28行に基づく取組																	
概要 (支援の仕組み等)	全国を6ブロックに分けて活動の停滞や後継者の育成などの問題を抱える団体等が参加するワークショップを開催し、活動上の課題の検討や防犯環境の整備促進に資するノウハウの提供などを通じて、構成員の高齢化・固定化の解消や地域コミュニティ主体による活動の活性化を図る持続可能な安全・安心なまちづくりの推進方策の調査研究を実施する。																			
支援対象者 (実施主体)	防犯ボランティア団体(各都道府県4団体、合計188団体)																			
支援内容 (単価・水準等)	各都道府県ごとに都市部、都市周辺部、郡部から選定した防犯ボランティア団体によるワークショップを開催するほか、防犯環境設計を意識したまちづくりを積極的に推進する団体の現地調査、グループインタビューを実施する。																			
想定する具体的効果	防犯ボランティア活動の拡大・活性化を図り、その担い手となる次の世代を育成するとともに、地域住民が主体となった防犯環境の整備促進を図る																			
支援手続 (申請～交付決定)	各都道府県警察が選定した団体につき、警察庁で参加団体として決定																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	警察庁																			
担当課室	生活安全局生活安全企画課														電話(直通)		03-3581-0141(3028)			
URL	-																			

施策名	公共車両優先システム(PTPS)によるバス等の利便性の向上										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	18,939の内数 (18,493の内数)																				
	公共	非公共																																		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)															
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進					③地域の生活や産業の基盤整備																				
	-										-										○	継続														
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	・警察法第37条第3項 ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条第1項 ・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)														
-										P21.2行ITSの活用等「第9次交通安全基本計画」に基づく取組					-																					
概要 (支援の仕組み等)	国の補助金により交通安全施設等整備事業(バスや路面電車の車載機との間で双方向通信を行う光ビーコン及び交通管制センターに設置する中央装置の整備)を推進することで、バスや路面電車について、優先信号制御を行い、優先通行を確保することにより、運行の定時制の確保及び利便性の向上を図る。																																			
支援対象者 (実施主体)	都道府県																																			
支援内容 (単価・水準等)	警察法に基づき、都道府県公安委員会が交通の安全と円滑を図るために実施する信号機、道路標識等の整備事業(交通安全施設等整備事業)に要する経費の一部を補助(10分の5)するものである。本補助事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故が多発するなど特に交通の安全を確保する必要のある道路として国が指定した道路上において、社会資本整備重点計画に即して実施されるものである。																																			
想定する具体的効果	バス等の大量公共交通機関を対象として、優先信号制御を行い、優先通行を確保することにより、利便性の向上を図るとともに、マイカーから公共交通機関への利用転換を図る。																																			
支援手続 (申請～交付決定)	① 都道府県知事が警察庁長官に実施予定事業量を添えて補助金の交付を申請 ② 警察庁長官が都道府県知事に補助金対象となる事業内容と補助金総額を通知 ③ 都道府県知事が警察庁長官に実施した事業内容と実施に要した経費を報告 ④ 警察庁長官が都道府県知事に交付決定した補助金の総額を通知																																			
変更のポイント	-																																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他																	
○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-																	
省庁名	警察庁																																			
担当課室	交通局交通規制課														電話(直通)		03-3581-0141(内線5176)																			
URL	http://www.npa.go.jp/koutsuu/kisei/utms/index.htm																																			

施策名	交通安全施設等整備事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	18,939の内数 (18,493の内数)						
											公共	非公共										
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)	
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進					③地域の生活や産業の基盤整備						
	-										-										○	継続
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	・警察法第37条第3項 ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条第1項 ・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)
-										P19.29行~(3)国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組					-							
概要 (支援の仕組み等)	交通事故が多発するなど特に交通の安全を確保する必要がある道路について、国の補助金により交通安全施設等整備事業を推進することにより、これらの道路における交通環境の改善を行い、もって交通の安全を図る。																					
支援対象者 (実施主体)	都道府県																					
支援内容 (単価・水準等)	警察法に基づき、都道府県公安委員会が交通の安全と円滑を図るために実施する信号機、道路標識等の整備事業(交通安全施設等整備事業)に要する経費の一部を補助(10分の5)するものである。本補助事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故が多発するなど特に交通の安全を確保する必要がある道路として国が指定した道路上において、社会資本整備重点計画に即して実施されるものである。																					
想定する具体的効果	交通事故が多発している道路その他特に交通の安全を確保する必要がある道路における、交通事故の防止、交通の円滑化、交通公害等の解消																					
支援手続 (申請～交付決定)	① 都道府県知事が警察庁長官に実施予定事業量を添えて補助金の交付を申請 ② 警察庁長官が都道府県知事に補助金対象となる事業内容と補助金総額を通知 ③ 都道府県知事が警察庁長官に実施した事業内容と実施に要した経費を報告 ④ 警察庁長官が都道府県知事に交付決定した補助金の総額を通知																					
変更のポイント	-																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																	
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他			
	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-			
省庁名	警察庁																					
担当課室	交通局交通規制課										電話(直通)		03-3581-0141(内線5176)									
URL	http://www.npa.go.jp/koutsuu/kisei/institut/index.htm																					